

石川県公報

平成30年6月26日(火曜日)

号 外

(第58号)

目 次

規 則

- 石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (水産課) 1

規 則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十年石川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「漁業法による海区指定」を「漁業法第八十四条第一項の海区」に改め、「海面」の下に「法第二条第一項に規定する」を加える。

第三条第四号中「小型機船底びき網漁業を」を「手繰第一種漁業を」に改め、同条に次の一号を加える。

五 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

第六条第一項及び第三項中「法第十七条第三項又は第四項の規定による報告」を「採捕の数量等の報告又は漁獲努力量等の報告」に、「第四条第二項」を「第五条第一項」に、「法第十七条第四項に規定する知事管理努力量に係る採捕を行う者」を「漁獲努力量等の報告者」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項及び第二項中「法第十七条第四項の規定による報告」を「漁獲努力量等の報告」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項中「法第十七条第三項の規定による報告」を「採捕の数量等の報告」に改め、同項の表中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次のように加える。

くろまぐろ	一月一日から十二月三十一日までの間	月の末日	当該月の翌月の十日まで
-------	-------------------	------	-------------

第四条第二項中「法第十七条第三項の規定による報告」を「採捕の数量等の報告」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(漁獲努力量等に併せて報告すべき事項)

第六条 法第十七条第四項の規定による報告(以下「漁獲努力量等の報告」という。)を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 知事管理努力量に係る採捕を行う者(以下「漁獲努力量等の報告者」という。)の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- 知事管理努力量に係る漁業の船舶の許可番号
- 知事管理努力量に係る漁業の船名及び漁船登録番号
- 知事管理努力量の対象となる漁ろう作業を行った日

第三条の次に次の一条を加える。

(採捕の数量等に併せて報告すべき事項)

第四条 法第十七条第三項の規定による報告（以下「採捕の数量等の報告」という。）を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 一 採捕の数量等の報告者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業にあつては、承認番号）
- 三 採捕に係る漁業の船名及び漁船登録番号
- 四 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日

別記様式第一号を次のように改める。

(4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業を営む者のうち水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合が、組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

※ 受理年月日	
※ 処理年月日	

年 月 日

石川県知事 様

漁協支所名

代表者氏名

㊞

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、採捕の数量を次のとおり報告します。

第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚 (30kg/尾未満)

氏 名	住 所	許可番号又は 承認番号	漁船登録番号	船 名	陸揚げ日	採捕の数量 (kg)

第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚 (30kg/尾以上)

氏 名	住 所	許可番号又は 承認番号	漁船登録番号	船 名	陸揚げ日	採捕の数量 (kg)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員から採捕の数量等の報告を委任されたことが確認できる書類（委任状等の写し）を添付すること。

別記様式第一号中「第5条」を「第7条」と改める。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。